

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年4月1日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：フィリピン国持続可能な森林管理と保全のための森林モニタリング能力強化プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：フィリピン国持続可能な森林管理と保全のための森林
モニタリング能力強化プロジェクト

調達管理番号：26a00080

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとしします。

2026年4月1日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：フィリピン国持続可能な森林管理と保全のための森林モニタリング能力強化プロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2026年7月 ～ 2030年6月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2026年7月 ～ 2028年6月

第2期：2028年7月 ～ 2030年6月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

- (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

第1期

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

第2期

- 3) 第1回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。
- 4) 第2回（契約締結後37ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

(6)部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

第1期

- 1) 2026年度（2027年2月頃）
- 2) 2027年度（2028年2月頃）

第2期

- 3) 2028年度（2029年2月頃）
- 4) 2029年度（2030年2月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部 森林・自然環境保全グループ 自然環境保全第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 4月 7日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 4月 8日 12時まで
3	質問への回答	2026年 4月 13日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年 4月 24日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年 5月 15日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第	評価結果の通知メールの送付日の翌日か

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

1位の者を除く)	ら起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。
----------	--

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/s8ZcVjdqwJ>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルに分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。

⑤ 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達

部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

▶ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	準リアルタイム森林モニタリングシステムの機能及び改良版 Lawin システムとのワンストップな運用を見据えた提案	第4条2（1）②
2	「森林管理事業」の効果を継続するための活動方針	第4条2（1）③
3	「森林管理事業」のモニタリング及び評価項目	第4条2（1）④
4	ベースライン調査、およびエンドライン	第4条2（3）②及び⑤

	調査で計測する項目
--	-----------

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での備上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2025年3月
- ・ R/D署名：2026年2月

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 実施体制

フィリピンにおいて、森林セクターでの支援実績としては直近の「森林管理事業（2012～2024年）」を含め複数件あるものの、技術協力プロジェクトについては「地域住民による森林管理プログラム（CBFMP）強化計画プロジェクト（2004～2009年）」を最後に実施されていないため、プロジェクト目標の達成に向けては、カウンターパートとなるフィリピン環境天然資源省や関係機関との綿密かつ丁寧なコミュニケーションや連携を行う必要がある。従って、要員配置の検討にあたって、特に下記（2）の長期派遣専門家（業務調整／住民参加型森林管理）の投入されていない1年目は、本契約の業務従事者が現地に不在となる期間が可能な限り短くなるよう配慮する。

(2) 長期専門家との業務分担

プロジェクト活動全体における、想定される長期専門家と本契約の業務従事者の業務分担は、長期専門家が住民参加型森林管理の普及・制度化に関すること、本契約では森林管理、森林モニタリングシステム、データ管理、コミュニティ参加及びその他の技術的な内容を担当することとする。活動ごとの業務分担は下記表のとおり。なお、業務分担が明確でない部分が発生した場合には、双方が協議の上、協力しながら実施していくこととする。

また、活動内容の見直しに伴い、業務内容や実施時期の変更による契約の見直しは必要に応じて行う。

活動	本契約	長期専門家
活動 1-1	○	
活動 1-2	○	

活動 1-3	○	△
活動 1-4	○	○
活動 1-5	○	△
活動 2-1	○	
活動 2-2	○	
活動 2-3	○	○
活動 2-4	△	○
活動 3-1	△	○
活動 3-2	○	△
活動 3-3	○	○
活動 3-4	△	○
活動 3-5	○	○
活動 4-1	○	○
活動 4-2	△	○
活動 4-3	△	○
活動 4-4	○	○
活動 4-5	○	○

※○：主体となって行う業務。△：それぞれの専門分野から、成果の達成に貢献する業務。

(3) サイトの選定

プロジェクトサイトは「森林管理事業」のサイトであったマガット・カガヤン川上流域のヌエバ・ビスカヤ州及びパンパンガ川流域のヌエバ・エシハ州を想定している。また準リアルタイム森林攪乱アラートシステムの開発さらには森林攪乱対応モデルの開発を行うパイロットサイトは、活動 2-2 において、上記 2 州より自然環境及び社会経済状況の調査に基づき選定する

(4) 他ドナー事業との協調・連携

国連食糧農業機関（FAO）は、地球環境ファシリティ（GEF）の資金も活用しながら、気候変動に適応する農業プロジェクト等を実施している。ドイツ国際協力公社（GIZ）は、気候変動対策と生態系保全に向けた変革的アクション促進に係るプロジェクト等を実施している。また欧州宇宙機関（ESA）は、衛星データを活用して土地や森林等のマッピング能力強化に係るプロジェクトを実施している。本プロジェクトは、他ドナーによるこれまでの支援の成果を十分踏まえるとともに、連携の可能性につき積極的に模索する。

特に、アメリカ合衆国国際開発庁（USAID）は過去にモニタリングを主目的とするソフトウェア SMART をベースとした森林・生物多様性保護システム

(Lawin)を開発支援しており、現在先方政府にてこのシステムの改良が進められている。本プロジェクトでは、この改良版 Lawin システムと連携して運用することを想定し、新たに準リアルタイム森林攪乱アラートシステムを開発する。

(5) 今後の協力への展開

本プロジェクトで開発されるシステムやモデルをフィリピン国内に展開するために、活動 4-5 にて ODA ローンや緑の気候基金 (GCF)、地球環境ファシリティ (GEF)、民間セクター等からのファイナンスオプションを含めた資金動員の提案を行う。

(6) 研修やワークショップの実施

本プロジェクトで開発されるシステムやモデルの展開を目的に活動 3-2, 3-3, 3-4, 3-5, 4-2 などにおいてシステム管理者、環境天然資源省の地方事務所職員、コミュニティ向けの研修やワークショップ等が行われる予定である。これらの研修やワークショップ等のロジ対応は長期専門家が主体となっており、経費についても長期専門家が管理する在外強化事業費より支出する。一方で、活動 1-2 及び 1-3 に係るワークショップをマニラで 1 回、活動 1-4 に係るワークショップをヌエバ・ビスカヤ州とヌエバ・エシハ州でそれぞれ 2 回程度実施することを想定している。これらのワークショップの開催においては、会議費の支出を含めたロジ対応は本契約に含める。

(7) ジェンダー配慮

詳細計画策定調査時に社会・ジェンダー分析を行ったものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組や指標等の設定には至らなかった。しかし森林セクターにおいて、森林の保護・管理に対する女性の参加、ジェンダー平等の確保は重要であり、本プロジェクトのパイロット活動においては、住民参加型の森林管理活動及び森林保全活動における女性の参加に留意し活動を展開する。

(8) 成果の可視化 (広報・発信)

プロジェクト全体の活動から得られた成果について、フィリピン国内に限らず、日本を含む他国への積極的な広報発信を計画・実施する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

活動 1-1: 中央・地方政府の役割や所掌を含む既存の森林管理情報システムのレビュー

活動 1-2: 森林減少／森林火災アラート及び該当エリアの衛星画像をユーザーが確認できる準リアルタイム森林撓乱アラートシステムのプロトタイプ開発

活動 1-3: 準リアルタイム森林撓乱アラートシステムと連携する改良版 Lawin システムの開発支援

活動 1-4: 現場での試行と検証を通じた準リアルタイム森林撓乱アラートシステムの最終化

活動 1-5: 準リアルタイム森林撓乱アラートシステムのシステム管理者向け操作マニュアル及び仕様書の作成

*第3条2. (6) の通り、活動 1-2 にて開発する準リアルタイム森林撓乱アラートシステム及び活動 1-3 にて開発を支援する改良版 Lawin システムの内容について協議するためのワークショップを開催することを想定している。また活動 1-4 では、開発したシステムの最終化に向け、現場での施行と検証を目的としたワークショップを開催する想定である。それぞれの現地ワークショップの想定規模は以下の通り。

目的	準リアルタイム森林撓乱アラートシステムの開発及び改良版Lawinシステムの開発支援に向けた意見交換・協議
実施回数	1回
対象者	環境天然資源省森林管理局及び生物多様性管理局、宇宙庁等の中央政府関係者
参加者数	約30名/回
開催期間	2日/回
実施場所	マニラ首都圏内
実施形態	対面

目的	準リアルタイム森林撓乱アラートシステムの最終化に向けた意見交換・協議
実施回数	各州2回
対象者	環境天然資源省および消防局等の地方事務所職員、住民組織のメンバー
参加者数	約20名/回
開催期間	1日/回

実施場所	ヌエバ・ビスカヤ州内及びヌエバ・エシハ州内
実施形態	対面

② 成果2に関わる活動

活動 2-1：州・コミュニティの環境天然資源事務所（Provincial Environment and Natural Resources Office: PENRO, Community Environment and Natural Resources Office: CENRO）レベルにおける、森林火災制御を含む現行の森林管理体制のレビュー（モニタリング、パトロール、法執行、森林火災制御、報告、分析など）

活動 2-2：プロジェクトサイト内のパイロットサイトの選定

活動 2-3：パイロットサイトの PENRO・CENRO 職員及びコミュニティによる準リアルタイム森林攪乱アラートシステムの活用を通じた改良版 Lawin 対応モデルの開発²

活動 2-4：活動 2-3 の結果に基づいた、改良版 Lawin 対応モデルのガイドラインとマニュアルの作成

③ 成果3に関わる活動

活動 3-1：改良版 Lawin 対応モデル及び準リアルタイム森林攪乱アラートシステムの展開促進のための研修マニュアル、モジュール、チュートリアル資料の作成

活動 3-2：準リアルタイム森林攪乱アラートシステムの維持・管理における、システム管理者向け研修及びフォローアップ支援の提供

活動 3-3：改良版 Lawin システム及び準リアルタイム森林攪乱アラートシステムの効果的な使用を目的とした、プロジェクトサイトの PENRO・CENRO 職員と地域コミュニティ向けの研修及びフォローアップ支援の提供

活動 3-4：「森林管理事業」のサイトの PENRO・CENRO 職員向けの研修の実施³

活動 3-5：準リアルタイム森林攪乱アラートシステムを共有するための全国ワークショップの実施

④ 成果4に関わる活動

² モニタリングを主目的とするソフトウェアSMARTをベースとした森林・生物多様性保護システム（Lawin）をUSAIDが過去に開発支援しており、現在先方政府にてこのシステムの改良が進められている。新たなアラートシステムはこの改良版Lawinシステムと連携して運用される想定。そこで、成果1で開発する準リアルタイム森林モニタリングシステムがこの改良版Lawinシステムとうまく連携できるような具体的な運用案をプロポーザルで提案してください（提案を求める事項 No.1）。

³ JICAは2012～2024年に有償資金協力「森林管理事業」にて住民参加型森林管理を支援し約7万ヘクタールで植林を実施したが、森林火災や違法伐採により維持管理は依然困難である。そこで、ヌエバ・ビスカヤ州及びヌエバ・エシハ州において同協力で植林を実施したサイトの植林面積維持に向けた具体的な活動方針をプロポーザルで提案してください。（提案を求める事項 No.2）

活動 4-1：改良版 Lawin システム及び準リアルタイム森林攪乱アラートシステムの全国運用に向けた政策提案作成のための情報としてプロジェクトの実施および研修中に得られた結果と教訓の収集

活動 4-2：改良版 Lawin システム及び準リアルタイム森林攪乱アラートシステムの全国運用に向けた政策提案（案）に関するステークホルダーとの協議及び検証ワークショップの実施

活動 4-3：改良版 Lawin システム及び準リアルタイム森林攪乱アラートシステムの全国運用に向けた政策文書（案）の作成

活動 4-4：「森林管理事業」のモニタリングや評価に向けた衛星データ活用に係る支援⁴

活動 4-5：ODA ローンや緑の気候基金（GCF）、地球環境ファシリティ（GEF）、民間セクター等からのファイナンスオプションを含めた、システムやモデルの展開に向けた将来の計画や選択肢の提案

（2）本邦研修・招へい

本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計 2 回
対象者	準高級・一般行政官向け
参加者数	約 7 名/回
研修日数	約 14 日（移動日を含む）/回

（3）その他

① 収集情報・データの提供

- ▶ 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- ▶ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注

⁴有償資金協力「森林管理事業」の成果のモニタリング実施に伴い、具体的なモニタリング方法及び評価項目についてプロポーザルで提案してください。（提案を求める事項No.3）

者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

- ▶ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。（Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

本業務では以下の対応を行う。⁵

- ▶ 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- ▶ 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pの合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/Pのキャパシティアセスメント

本業務では以下の対応を行う。

- ▶ 受注者は、フィリピン環境天然資源省（ヌエバ・ビスカヤ州及びヌエバ・エシハ州の地方事務所所員含む）を対象とし、森林モニタリング能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⁵ 本プロジェクトでは、事業開始6か月以内を目安にベースライン調査を実施し、事業終了6か月前を目安にエンドライン調査を実施する想定である。パイロットサイトの選定及び森林火災制御を含む森林管理体制の強化に向けて必要となる具体的な調査項目について、プロポーザルで提案してください。（提案を求める事項No.4）

⑤ エンドライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/Pに結果を共有する。
- 受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では当該項目は適用しない。

第5条 報告書等

1. 報告書等

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	—
ワーク・プラン	業務開始 1 カ月以内	英語	電子データ	—
モニタリングシート	6 カ月に 1 回	日本語 英語	電子データ	—
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限 (最終期間を除く)	日本語 英語	電子データ	—
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語 英語	製本	和 2 部 英 4 部

			CD-R	1部
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語 英語	製本	和2部 英4部
			CD-R	1部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

(5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、再委託を想定していない⁶

第7条 機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/P と確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
-----	----	----	------	-------

⁶ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

1	PC	パソコン（中央政府 5 台、 地方事務所 8 台）	13	事業用物品	上限額
2	スマートフ ォン	調査用スマートフォン（中央 政府 3 台、地方事務所 10 台）	13	事業用物品	上限額
3	タブレット	調査用タブレット（中央政府 3 台、地方事務所 6 台）	9	事業用物品	上限額
4	プロジェク ター	プロジェクター（中央政府 2 台、地方事務所 2 台）	4	事業用物品	上限額
5	モニター	大型モニター（中央政府 2 台、地方事務所 2 台）	4	事業用物品	上限額
6	コピー機	コピー機（中央政府 2 台、地 方事務所 2 台）	4	事業用物品	上限額
7	オフィス家 具・用具	オフィス家具・用具一式（中 央政府執務スペース用）	1	事業用物品	上限額
8	サーバー	データ管理用サーバー	1	事業用物品	上限額

第 8 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国名：フィリピン共和国（フィリピン）
 案件名：（和名）持続可能な森林管理と保全のための森林モニタリング能力強化プロジェクト
 （英名）Project on Enhancing Forest Monitoring Capacity for Sustainable Management and Conservation of Forests

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

フィリピンの森林被覆率は1930年代には60%であったが、1960年代から減少が進み、現在は約23%⁷となっている。森林減少及び劣化の要因は、木材生産のための森林の過伐採や農地開発、鉱業開発、非伝統的・非持続的な焼畑農業、山火事等である。その結果、上述のとおり森林被覆率が大幅に減少したとともに、土壌流失及び水源涵養能力低下による土砂崩れ、洪水、干ばつといった自然災害や水不足を引き起こしている。近年の気候変動により被害は拡大傾向にあり、気候変動への適応対策が求められている。また、森林減少・劣化によって森林に蓄積されていた二酸化炭素も排出されるため、気候変動の緩和における森林の保全及び回復も重要視されている。

フィリピン政府は、1970年代後半から社会林業政策を開始し、1995年からはコミュニティによる森林管理（Community-based Forest Management）を国家戦略として位置づけ、地域住民による森林管理を進めてきた。また2011年には、天然林における全面的な伐採を禁止したとともに、荒廃・劣化した林地の回復を目指して国家緑化プログラム（National Greening Program及びEnhanced National Greening Program）を開始し、植林を進めてきた。加えて2016年には気候変動対策を含めた森林開発マスタープラン（Philippine Master Plan for Climate Resilient Forestry Development）を策定し、気候変動に強靱で持続可能な森林管理と流域管理、コミュニティの回復力強化、情報管理やモニタリングシステムの改善等を掲げている。

そのような状況に対してJICAは、有償資金協力「森林管理事業」を2012年～2024年に実施し、ルソン島のマガット・カガヤン川上流域、パンパンガ川流域、パナイ島のハロール川流域の対象地域において、住民参加型の森林管理及び生計改善活動等を実施することにより、森林の再生や地域住民の生計向上を図ってきた。「森林管理事業」によって約7万ヘクタールの植林が実施され、事業完了時点では植栽木の活着率は一定程度達成されている。しかしながら、事業実施地域含めフィリピンでは乾季になると森林火災が多く、また違法伐採等もあ

⁷ 国連食糧農業機関（FAO）の世界森林資源評価2020の数値。当該機関の森林の定義は、面積が0.5ヘクタール以上で、樹高5メートル超の樹木が生育し、その樹冠面積の割合が10%を超える土地、またはその条件を満たすことが可能な天然林もしくは人工林で、他の土地利用が優先しない地。

り植林後の維持管理が難しい現状にある。そのため、長期的に植栽木の劣化・焼失を防ぎ、事業効果を持続させるための対策が必要である。

かかる状況をふまえ、「森林管理事業」の対象地域を含む森林や植林地の効果的・効率的な保全に向けて、準リアルタイム⁸の森林攪乱アラートシステム⁹整備や住民を含めた森林保全・管理体制の強化に係る技術協力の要請が、フィリピンから我が国にあった。

(2) 当該セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

我が国は、対フィリピン国別開発協力方針（2023年9月版）の重点分野（中目標）の「(2) 包摂的で強靱な成長のための人間の安全保障の確保」において、環境問題及び気候変動対策の支援を掲げており、本事業はかかる方針に合致するものである。また、「フィリピン共和国JICA国別分析ペーパー（2024年3月）」では、脆弱性・リスクへの対処に向けた取り組みとして、気候変動・災害・環境管理プログラムが定められ、気候変動の緩和・適応双方に資する森林保全・管理に向けた支援が掲げられている。加えて本事業は、JICA グローバル・アジェンダ「自然環境保全」、ならびにJICAクラスター事業戦略「自然環境保全」の柱1「自然環境を守る～自然環境の保全・回復」及び柱2「自然環境の恩恵を生かす～Nature-based Solutions～」の達成に資するものであるとともに、共通アプローチの「科学的情報基盤の整備」及び「地域の現状を踏まえた実証・モデル化」に合致するものである。

また本事業は、森林の保全・管理の向上を通じて、SDGs の目標 13「気候変動に具体的な対策を（気候変動とその影響への緊急の対処）」及び目標 15「陸の豊かさを守ろう（生態系の保護、回復、持続可能な使用の促進、森林管理、砂漠化への対処、土地劣化の停止と回復、生物多様性の損失の阻止）」に貢献するとともに、気候変動枠組み条約のパリ協定の目標達成にも資するものである。

(3) 他の援助機関の対応

国連食糧農業機関（FAO）は、地球環境ファシリティ（GEF）の資金も活用しながら、気候変動に適応する農業プロジェクト等を実施している。ドイツ国際協力公社（GIZ）は、気候変動対策と生態系保全に向けた変革的アクション促進に係るプロジェクト等を実施している。また欧州宇宙機関（ESA）は、衛星データを活用して土地や森林等のマッピング能力強化に係るプロジェクトを実施している。アメリカ合衆国国際開発庁（USAID）は、森林モニタリングや森林参照排出レベルに関するプロジェクトを実施していたが、2025年6月にプロジェクト期限を迎える予定。また、後述するように、現場でのパトロール及び報告に使用するLawin森林・生物多様性保護システム（以下「Lawinシステム」という）の開発・運用の支援を過去に行っていた。またフランス開発庁（AFD）は、炭素蓄積に向けた保護区管理促進の支援を実施予定。

(4) 附帯する円借款/海外投融資事業との関係性

⁸ 準リアルタイム：データを使用する衛星の回帰日数等に依るが、数日に一度の頻度で観測やアラート発出等を行うもの。

⁹ 森林攪乱：伐採や火災等による森林の減少・劣化のこと。

JICAは有償資金協力「森林管理事業」を2012年～2024年に実施し、対象流域の森林回復と保全、地域住民の社会経済の改善を進めてきた。事業終了時点では植林面積や植栽木の活着率等の運用・効果指標は一定程度達成されているものの、長期的な観点では森林火災や違法伐採による植栽木の残存率低減や植林面積減少の恐れがある。当該事業で目指す事業効果は、事業完了時点で留まらず長期的に適切に管理・保全がなされることによって真に達成できるものである。一方でその達成には、衛星データ等を用いて準リアルタイムで森林減少や火災を検出するモニタリングシステム、及びその結果に基づいて即座に取締りや消火を行う体制整備等が不可欠となる。しかしながら、現在フィリピンはそのようなシステムを有していないため、本事業を通して準リアルタイムの森林減少モニタリングに関するシステム整備や住民を含めた森林管理体制を強化することで、既存の森林や植林地の保全を可能とし、「森林管理事業」の目的達成と事業効果の持続、及びフィリピン政府の国家植林プログラム等での活用を通じた包括的な開発効果の向上を目指す。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、フィリピンにおいて、準リアルタイム森林攪乱アラートシステムの開発及び現場の対応力強化を行うことにより、森林モニタリング及び森林管理体制の強化を図り、もって「森林管理事業」の対象地域を含むフィリピンの森林及び植林地の保全に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

マニラ首都圏、及び「森林管理事業」の対象地だったヌエバ・ビスカヤ州、ヌエバ・エシハ州をプロジェクトサイトとする。

(3) 本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

直接受益者： 環境天然資源省（Department of Environment and Natural Resources: DENR）森林管理局（Forest Management Bureau: FMB）及び生物多様性管理局（Biodiversity Management Bureau: BMB）

最終受益者： プロジェクトサイトの地域住民

(4) 総事業費（日本側）：4.5 億円

(5) 事業実施期間

2026年7月～2030年6月を予定（計48カ月）

(6) 事業実施体制

① 主要実施機関：環境天然資源省（DENR）森林管理局（FMB）森林政策・計画・知識管理部（Forest Policy, Planning, and Knowledge Management Division: FPPKMD）、森林資源保全部（Forest Resources Conservation Division: FRCD）。主要実施機関として準リアルタイム森林攪乱アラートシステムの開発等を進めるとともに、システム運用を含む現場の森林管理体制強化を行う。

② 共同実施機関：環境天然資源省（DENR）生物多様性管理局（BMB）国立公園部（National Parks Division: NPD）。準リアルタイム森林攪乱アラートシステムをBMB管轄の森林でも運用予定であるため、システム開発にあたってインプットを行うとともに、システム運用を含む現場の管理体制強化を行う。

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣（合計約 99.5 人月）：森林管理、森林モニタリングシステム、データ管理、コミュニティ参加、業務調整／住民参加型森林管理
- ② 研修員受け入れ：持続的森林管理
- ③ 機材供与：システム開発・運用に係る機材、現場管理に係る機材等

2) フィリピン側

- ① カウンターパートの配置（（6）に記載のプロジェクト担当者を配置）
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

本事業は有償資金協力「森林管理事業」の目的達成と事業効果の持続を目指すもの。また我が国は、1976年以降、以下のような協力事業を実施してきた。本事業はこれら事業の成果活用・持続や相乗効果を目指す。

- ・ パンタバンガン林業開発プロジェクト I、II（技術協力プロジェクト）（1976年～1992年）
- ・ 森林セクタープロジェクト（有償資金協力）（1993年～2003年）
- ・ 南ミンダナオ沿岸地域環境保全事業（有償資金協力）（1998年～2007年）
- ・ 北部パラワン持続可能型環境保全事業（有償資金協力）（2001年～2009年）
- ・ 地域住民による森林管理プログラム強化計画プロジェクト（技術協力プロジェクト）（2004年～2009年）
- ・ 気候変動対策プログラム・サブプログラム2（有償資金協力）（2022年～2024年）

2) 他の開発協力機関等の活動

2.（3）に記載のとおり、欧州宇宙機関（ESA）が衛星データを活用して土地や森林等のマッピング能力強化に係るプロジェクトを実施しているため、準リアルタイム森林攪乱アラートシステムの開発・運用にあたってデータ連携等が見込まれる。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると想定されるため。

2) 横断的事項

本事業は森林および植林地の保全に貢献するものであり、温室効果ガス（GHG）排出量を2030年までにBusiness As Usual（BAU）比で75%削減することを目指すフィリピンの「自国が決定する貢献（Nationally Determined

Contributions：NDC）」の緩和目標と整合するものである。また、NDCでは適応策として森林保全や森林回復、再植林が位置づけられており、本事業はNDCの適応目標とも整合するものである。以上から、本事業は気候変動の適応・緩和に資する可能性がある。

3) ジェンダー分類：

【対象外】「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

<活動内容/分類理由>

調査にて社会・ジェンダー分析を行ったものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。

(10) その他特記事項

本事業で開発予定の準リアルタイム森林撓乱アラートシステムは、改良版Lawinシステムに連携される形で開発・運用される予定。現行のLawinシステムは、上述のとおりUSAIDの支援で開発され、森林管理局（FMB）が現場でのパトロール及び報告に使用しているが、改良版Lawinシステムは機能や情報を改良・追加した総合的なものとなり、生物多様性管理局（BMB）も使用予定。2026年以降に森林管理局（FMB）が主体で改良版Lawinシステムを開発予定であるため、本事業では、準リアルタイム森林撓乱アラートシステムとの連携に係る開発を中心に支援予定であるが、開発にあたって技術的な支援ニーズがあった場合には、連携部分以外も支援する可能性がある。

また、準リアルタイム森林撓乱アラートシステムの運用においては、発出されたアラート情報を州及びコミュニティの環境天然資源事務所で確認し、それに基づいて取締りや消火等、必要な対応を効率的・効果的に取る想定。このように、改良版Lawinシステムや準リアルタイム森林撓乱アラートシステムを活用して現場で対応しながら森林管理を行うことを、改良版Lawin対応モデルと呼ぶ。

4. 事業の枠組み

- (1) 上位目標：「森林管理事業」の森林及び植林地が、準リアルタイム森林撓乱アラートシステムの運用を通じてモニタリングされ、改良版Lawin対応モデルを通じて保全される。

【指標及び目標値】

1. プロジェクトサイト（ヌエバ・ビスカヤ州・ヌエバ・エシハ州）の森林減少率がプロジェクト実施前より低くなる。
2. 準リアルタイム森林撓乱アラートシステムの全国運用に向けた政策文書が承認される。

- (2) プロジェクト目標：準リアルタイム森林撓乱アラートシステムの活用によって森林のモニタリング及び対応能力が向上される。

【指標及び目標値】

1. 準リアルタイム森林撓乱アラートシステムが開発され、プロジェクトサイトで運用・展開される。
2. 準リアルタイム森林撓乱アラートシステムを活用した改良版Lawin対応モデルがパイロットサイトで開発される。

- (3) 成果：

成果1：準リアルタイム森林撓乱アラートシステムが開発され、改良版Lawinシ

システムに統合される。

成果2：準リアルタイム森林攪乱アラートシステムを活用した改良版Lawin対応モデルが、パイロットサイトで開発される。

成果3：プロジェクトサイトにおいて準リアルタイム森林攪乱アラートシステムを活用した改良版Lawin対応モデルが展開される。

成果4：改良版Lawinシステムと準リアルタイム森林攪乱アラートシステムの全国運用に向けた政策提案が行われる。

(4) 主な活動

成果1：準リアルタイム森林攪乱アラートシステムが開発され、改良版Lawinシステムに統合される。

1. 中央・地方政府の役割や所掌を含む既存の森林管理情報システムのレビュー
2. 森林減少／森林火災アラート及び該当エリアの衛星画像をユーザーが確認できる準リアルタイム森林攪乱アラートシステムのプロトタイプ開発
3. 準リアルタイム森林攪乱アラートシステムと連携する改良版 Lawin システムの開発支援
4. 現場での試行と検証を通じた準リアルタイム森林攪乱アラートシステムの最終化
5. 準リアルタイム森林攪乱アラートシステムのシステム管理者向け操作マニュアル及び仕様書の作成

成果2：準リアルタイム森林攪乱アラートシステムを活用した改良版Lawin対応モデルが、パイロットサイトで開発される。

1. 州・コミュニティの環境天然資源事務所（Provincial Environment and Natural Resources Office: PENRO, Community Environment and Natural Resources Office: CENRO）レベルにおける、森林火災制御を含む現行の森林管理体制のレビュー（モニタリング、パトロール、法執行、森林火災制御、報告、分析など）
2. プロジェクトサイト内のパイロットサイトの選定
3. パイロットサイトの PENRO・CENRO 職員及びコミュニティによる準リアルタイム森林攪乱アラートシステムの活用を通じた改良版 Lawin 対応モデルの開発
4. 活動3の結果に基づいた、改良版 Lawin 対応モデルのガイドラインとマニュアルの作成

成果3：プロジェクトサイトにおいて準リアルタイム森林攪乱アラートシステムを活用した改良版Lawin対応モデルが展開される。

1. 改良版 Lawin 対応モデル及び準リアルタイム森林攪乱アラートシステムの展開促進のための研修マニュアル、モジュール、チュートリアル資料の作成
2. 準リアルタイム森林攪乱アラートシステムの維持・管理における、システム管理者向け研修及びフォローアップ支援の提供
3. 改良版 Lawin システム及び準リアルタイム森林攪乱アラートシステムの効果的な使用を目的とした、プロジェクトサイトの PENRO・CENRO 職員と地域コミュニティ向けの研修及びフォローアップ支援の提供
4. 「森林管理事業」のサイトの PENRO・CENRO 職員向けの研修の実施
5. 準リアルタイム森林攪乱アラートシステムを共有するための全国ワークシ

ヨップの実施

成果4：改良版Lawinシステムと準リアルタイム森林撓乱アラートシステムの全国運用に向けた政策提案が行われる。

1. 改良版 Lawin システム及び準リアルタイム森林撓乱アラートシステムの全国運用に向けた政策提案作成のための情報としてプロジェクトの実施および研修中に得られた結果と教訓の収集
2. 改良版 Lawin システム及び準リアルタイム森林撓乱アラートシステムの全国運用に向けた政策提案（案）に関するステークホルダーとの協議及び検証ワークショップの実施
3. 改良版 Lawin システム及び準リアルタイム森林撓乱アラートシステムの全国運用に向けた政策文書（案）の作成
4. 「森林管理事業」のモニタリングや評価に向けた衛星データ活用に係る支援
5. ODA ローンや緑の気候基金（GCF）、地球環境ファシリティ（GEF）、民間セクター等からのファイナンスオプションを含めた、システムやモデルの展開に向けた将来の計画や選択肢の提案

5. 前提条件・外部条件

（1）前提条件

特に無し。

（2）外部条件

- ・ フィリピンの森林及び気候変動に関する政策・方針に大きな変更が無い。
- ・ プロジェクトサイトで深刻な治安悪化や大規模な自然災害が発生しない。
- ・ 実施機関の大規模な組織再編や職員・予算削減が発生しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

ナレッジ教訓シートの自然環境保全2では、「モデル」「システム」「普及体制」などの抽象的な語彙が計画段階で用いられ、関係者間の理解が曖昧なまま、プロジェクト開始後も達成すべき状況について関係者間のコンセンサスが得られていない事例が報告されている。そのため本事業では、明確な語彙を計画段階で用い、関係者間の理解を十分得つつ案件の実施を行う。

また、ナレッジ教訓シートの自然環境保全5では、プロジェクト終了後にモデル実施のための実施体制や予算、行政からの働きかけが不十分だったためモデルの普及展開が進まなかった事例が報告されている。そのため本事業では、プロジェクト中にモデル実施に係る実施体制や研修資料の整備を行うとともに、予算や資金獲得状況を適切に確認・調整する。

7. 評価結果

本事業は、フィリピンの森林・自然環境保全セクターの課題や政策に合致しており、我が国及びJICAの協力方針・分析とも整合している。準リアルタイム森林撓乱アラートシステムの開発及び現場の対応力強化を行うことにより、森林モニタリング及び森林管理体制の強化を図り、もって「森林管理事業」の対象地域を含むフィリピンの森林及び植林地の保全に寄与するものであり、SDGsの目

標13「気候変動に具体的な対策を（気候変動とその影響への緊急の対処）」及び目標15「陸の豊かさを守ろう（生態系の保護、回復、持続可能な使用の促進、森林管理、砂漠化への対処、土地劣化の停止と回復、生物多様性の損失の阻止）」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. に記載のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
事業開始6カ月以内　ベースライン調査
事業完了3年後　事後評価

以　上

追補：なお、上記は 2026 年 4 月の段階の情報である。

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

【3】 選択項目

他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家（業務調整／住民参加型森林管理）を派遣予定である。受注者は、長期専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項第4条2（3）」を参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、

評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるように、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：森林管理、森林モニタリングシステム、データ管理及びコミュニティ参加に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案して下さい。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者／〇〇)格付けの目安(2号)】

- ① 対象国及び類似地域：東南アジア地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2026年7月に業務開始し、全体期間は2030年6月までの48か月と想定します。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 67.70 人月

「本邦研修に関する業務人月4.20を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。」

2) 渡航回数を目途 延べ36回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を想定していない。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- R/D
- フィリピン国「持続可能な森林管理と保全のための森林モニタリング能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（森林モニタリング技術分析）」業務完了報告書

2) 公開資料

- フィリピン国「地域住民による森林管理プログラム（CBFMP）強化計画プロジェクト」事後評価
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_0600873_4_f.pdf
- フィリピン国「森林管理事業」事前評価
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_PH-P248_1_s.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

276,430,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

■ 本案件は定額計上があります(16,006,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算

して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費	「第2章特記仕様書案第4条2（2）」	16,006,000円	報酬（事前業務（3号0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号0.7人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費1,151,000円）×2回	報酬 国内業務費

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)